

# 電話での診療による処方対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大に際して、下記により電話による処方対応を行います。なお、対象となる方は、主治医が当院の常勤医で定期的に通院している方に限らせて頂きます。

(最終来院日から6か月以上経過している場合を除く)

※この取り扱いは、厚生労働省の通達による時限的・特例的なものとなります。

## ○申し込みについて

### 1. 主治医へ直接申し込む場合

診察の際、次回の診療（予約日）を電話診療にしたい旨、主治医へ直接お申し込み下さい。主治医の了解が得られましたら、事務職員が対応いたしますので、診察終了後、医事課窓口へお尋ね下さい。

### 2. 電話にて申し込む場合（直通 0220-23-7165）

次回の診療（予約日）を電話診療にしたい旨、主治医の外来担当日9時～11時の間に電話をおかけ下さい。医事課職員が対応いたします。

※1、2の申し込みにより主治医から、希望される当日15:00～16:00の間に電話をかけます。

令和2年5月13日

登米市立登米市民病院長